2024年　月　日

秘密保持誓約書

四国旅客鉄道株式会社　御中

所在地

会社名

（代表者又は責任者）

印

役職・氏名

当社は、「列車集中制御装置」（以下「本件」という。）の意見招請に関し、秘密情報の取扱いについて、次のとおり誓約いたします。

１　当社は、秘密情報について、厳に秘密を保持し、いかなる場合においても、四国旅客鉄道株式会社（以下「JR四国」という。）による事前の承諾なしに、第三者に開示又は漏洩することはいたしません。

２　当社は、秘密情報を厳重に管理し、自己の役員又は従業員（本件に関して秘密情報を知る必要がある者に限る。）に対してのみこれを開示するものとし、開示を受けた役員又は従業員が当該秘密情報を本件の検討以外の目的に利用し、第三者に開示又は漏洩しないよう、厳重に指導及び管理します。

３　当社が秘密情報を第三者に漏洩した場合は、直ちにJR四国へ報告するとともに、JR四国と協議の上、当該秘密情報の回収等適切な処置を講じ、漏洩を最小限に留めるよう事後措置に最善を尽くすとともに、再発防止に努めるものとします。また、当社が秘密情報を漏洩したことによりJR四国に損害が生じた場合、当社はこれを賠償する責を負います。

４　本誓約書は、当社が本誓約書を提出した日から効力を有するものとし、JR四国が秘密情報を特定して秘密保持義務を解除するまでは、本誓約書に定められる秘密情報の秘密保持の義務は継続するものとします。

以　上

本誓約書に係る定義

１　本誓約書における「秘密情報」とは、本件に関する以下の各号に掲げる情報（口頭、書面及び電子媒体の別を問わない。）とします。

（１）本件の一連の過程において、JR四国から提供を受けた一切の情報

（２）本件における意見交換内容等の情報

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報については秘密情報に該当しないものとします。

（１）JR四国から取得する以前から既に公知であった情報

（２）JR四国から取得する以前から既に当社が保有していた情報

（３）JR四国から取得した後に、当社の責によらず公知となった情報

（４）JR四国から取得した後に、当社が秘密保持義務を負うことなく正当な権限を有する第三者から適法に入手した情報